

## 福島県輸血懇話会会則

### 1. 目的

関係各団体との友好をはかりつつ、福島県の輸血医療に関わる多くの人々の輸血知識の向上をはかり、県民の輸血の安全性の向上を目指す。

### 2. 会員

福島県輸血懇話会世話人会のメンバーによって構成される。

### 3. 活動

- 1) 年1回以上の発表会を開く。
- 2) 発表会への参加対象は、輸血に関わり、趣旨に賛同する人なら職種を問わない。すなわち、医師、看護職員、薬剤師、検査技師、輸血に関係する事務職員などである。
- 3) 発表抄録を発行する。
- 4) 事務局は福島県立医科大学会津医療センター臨床検査部とし、さらに補助事務局も置くことができる。
- 5) 関係各団体に共催、後援、協賛を仰ぐことができる。

### 4. 会計

- 1) 発表会当日は、参集者より参加費を徴収する。
- 2) 主旨に賛同する輸血関係企業などからの寄付、協賛を受け付ける。
- 3) 参加費、寄付金及び協賛金は、施設利用料、資料作成料、講師招聘謝金など、会の運営の諸経費に充当する。
- 4) 世話人会における宿泊、交通費、弁当代、懇親会等は個人負担にて充当する。

### 5. 役員

役員は名誉代表1名、世話人代表1名、副代表2名、会計1名、監査2名、世話人10数名を置くことができる。

顧問を若干名おくことができる。

### 6. 議決

役員を選出、会則の変更、会の活動方針などは世話人会で決定する。

### 付則

この会則は、1992年6月6日より施行する。

2002年9月7日に改訂。

2007年9月15日に改訂。

2013年4月27日に改訂。

2019年9月14日に改訂。

2022年9月26日に改訂。

## 補足 実施要綱

世話人会と実行委員会の役割分担は、厳密なものではなく、協力し合うものとする。

### <世話人会>

- 開催日の確認
- 特別講演講師の選出
- 一般演題（過去に他の学会等で発表した演題も可）の選出
- 懇話会内容の検討
- 懇話会の会計監査
- 次年度以降の開催地と担当病院、実行委員長を選出
- 抄録作成（印刷発注と校正の窓口）
- 福島県輸血懇話会世話人会事務局の運営
  - 担当：渡部和也 技師（福島県立医科大学会津医療センター）
- 日本輸血細胞治療学会東北支部への共催依頼
  - 担当：橋本はるみ 技師（太田西ノ内病院）
- 日本輸血細胞治療学会ホームページへの開催通知掲載依頼
  - 担当：菊池良子 技師（白河厚生総合病院）
- 輸血・細胞治療学会公印貸借
  - 担当：長谷川修（福島 BC）
- 県薬務課と輸血懇話会間の諸連絡係り
  - 担当：片野めぐみ（塙厚生病院看護部）

### <実行委員会>

- 会場選出と予約
- 実行委員の選出（担当病院でない場合、院内にて開催広報が主業務）
- 各種書類作成と発送業務
- 共催、後援、広告協賛のお願い
- 一般演題、Q&A 回答者への打診、承諾
- 医療機関への呼びかけ、広告
- 実行委員会および世話人会の議事進行、議事録作成
- 懇話会内容の構築
- プログラム作成、印刷、配布（250施設以上）
- 参加証明書の作成とその記録
- 会場設営とその運営
- 抄録作成（レイアウト、原稿収集、校正）、礼状作成

以上

## ● 新旧対比表(2022年9月26日改訂)

	(新)	(旧)
会員	福島県輸血懇話会世話人会のメンバー(削除) <u>によって構成される。</u>	福島県輸血懇話会世話人会のメンバー(ただし、民間企業に従業員として勤務する者を除く) <u>によって構成され、会員1名あたり毎年500円の年会費を納めることとする。</u>
会計	<p>1) 発表会当日は、参集者より参加費を徴収する。</p> <p>2) 主旨に賛同する輸血関係企業などからの寄付、協賛を受け付ける。</p> <p>3) (削除) 参加費、寄付金及び協賛金は、<u>施設利用料、資料作成料、講師招聘謝金など、会の運営の諸経費に充当する。</u></p> <p>4) (削除) <u>世話人会における宿泊、交通費、弁当代、懇親会等は個人負担にて充当する。</u></p>	<p>1) 発表会当日は、参集者より参加費を徴収する。</p> <p>2) 主旨に賛同する輸血関係企業などからの寄付、協賛を受け付ける。</p> <p>3) <u>年会費、参加費、寄付金及び協賛金は、会の運営の諸経費に充当する。</u></p> <p>4) <u>年会費は4月の世話人会で集金し、出席できなかった会員は9月の世話人会にて徴収も受け付ける。</u></p>

以上